

件名: vol.004 確定申告を終えて・・・

■□-----□
■
林真一税理士事務所 メールマガジン 2016年4月6日配信
■□-----□ vol.004

みなさん こんにちは！

4月になりました。
新しい年度がスタートしました！！

春のあたたかな陽気が続いていますね。。。
今年4月1日が週末だったせいなのか、新しい年度がスタートしたことを実感したのは、
朝通勤途中に初々しいスーツ姿の集団を見かけたときでした。

先週末は桜も満開となり、あいにくの曇り空ではありましたが、
皆さんはお花見を楽しまれたでしょうか？
残念ながら、満開をむかえる頃になると、花散らしの雨が降ってしまいますね・・・

さて、今月は、税務に関してのお役立ち情報をお届けしたいと思います。。。

一般の方でも理解しやすいように、なるべく専門用語は使わないように
心掛けていきたいと思ひます。

税務でお困りのときは、お気軽にお問い合わせくださいませ・・・

切手・はがき・収入印紙等の販売いたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

パソコン訪問指導をいたしております。

ご希望の方はこちらへ

↓↓↓

Tel: 080-5447-1040 担当: 林

それでは、今月のお役立ち情報です・・・

本日のお題: 確定申告を終えて・・・

私もそうですが、みなさんも慌ただしい3月15日の確定申告を終えて、
少しホットしているところではないでしょうか？

さて、前回の贈与の話の続きをしたいところですが、
これから夏に向けて税務調査が多くなってきますので、

ページ(1)

今回は税務調査についてのお役立ち情報をお話したいと思います。

みなさんは、税務調査の電話がかかってきたら、ドキッとされますか???
自分に不正ややましいことがなくてもいやな気持ちになりますよね。。。
中には入院する人もいるぐらいですから・・・（このタイプは悪意の場合が多いです）

実は私も税務調査の連絡を受けるとあまり良い気持ちにはなりません。
なれの部分もありますが、とっさに思うことは、
調査官はどこ部門の人かな？、何人でくるのかな？、などです。

部門によってやりにくい部門（局など）とそうでない部門（業種担当部門）があります。

また、調査官は、通常1人、又は2人です。
1人の場合は、係長クラスで一通り自分で調査ができる人です。
ただし、最終決定権は持っていませんので一度決まった内容が後日変更になることはよくあります。
2人の場合は、課長（税務署内では統括官と呼ばれています）と新人が多いです。
統括官の場合は即日決着が多いです。

当日は、朝10時にきます。
最初に世間話から始まり徐々に本題に入っていきますが、
いつも感心するのが世間話がすでに調査項目になっていて、あとでなるほど！
「なので、さっき聞いていたんだ・・・」となります。

気を抜いてはいけませんね。。。

その後の一般的な進め方は、以下のとおりです。

- ① 売上
- ② 仕入
- ③ 在庫
- ④ 給料
- ⑤ 経費
- ⑥ 減価償却

すべて、元帳をもとに原資記録と付け合わせしていきます。
スムーズに流れると①～⑥まで確認して、2日目の午後3時ごろに終了します。
①や②で悪意がわかると、通常の過去3年分の調査から、5年、7年と伸びます。
そして、2日間が②までで終了してしまうこともよくあります。
この場合はまず重加算税の対象になってしまいます。

その後、統括官から今回の調査結果の話があり、
修正の場合は受け入れるか、
検討するか、
受け入れず争うか、
に進んでいきます。

争う場合は最終的には裁判となり、かなりの年月が費やされる場合もでてきます。
今は、納税者が勝訴する事案が少しずつ増えているのが現状ですが、
裁判にならないほうが良いですよ・・・

以上、調査の一連の流れを説明しましたが、事業をしている以上必ず税務調査はあります。
自分は正しく申告していても税務署はわかりません。

それは申告書という紙を見ているだけだからです。
だから最初の税務調査が大切になります。

最初がよければ、あとは7年から10年の間隔になります。又は来ないこともあります。

最初が悪意と認定されると重加算税の対象になり、その後3年ごとにきます。
廃業するまできます。

なぜなら、税務署に調書として残り、重加算税の表記は消えないからです。

みなさん、適正な申告に心がけましょうね。。。

次回以降で、
税務調査の心得、
悪意でも重加算税を避ける方法、
重加算税になった場合に3年ごとに税務調査に来られないようにする方法
などをお知らせしたいと思います。

ご期待くださいませ。。。

■メールマガジンの配信変更・停止はこちらから・・・
ご不要の方はお手数ですが、「メールマガジン不要」と入力いただき、
こちらにお送りください。

↓↓↓
mikiko-rin@zm.commufa.jp

林 真一 税理士事務所
パソコン会計スクール
岐阜県岐阜市五坪2丁目2番2-1004号
TEL : 058-248-2992
E-mail : s_h@xb4.so-net.ne.jp
